

令和7年第7回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和7年7月24日(木)

午後 2時05分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、小早川人事管理担当課長、中原文化生涯学習課長、五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第35号 竹原市教育委員会表彰について

議案第36号 竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第37号 竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について

報告・協議 市立竹原書院図書館指定管理者募集について

○高田教育長 ただいまから、令和7年第7回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第35号は個人情報であるため、報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第35号は個人情報であるため、報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

はじめに、議案第36号「竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋参事 議案第36号「竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」でございます。現在設置しておりますいじめ問題調査委員会委員の委嘱期間が2年間であるため、その任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものでございます。任期は令和7年8月1日から令和9年7月31日です。議案書8ページを御覧ください。竹原市いじめ問題調査委員会は、委員の委嘱期間は2年間となりますが、計画的に定期で行う委員会ではなく、いじめによる重大事態が発生した場合、5人の委員に集まっていただき、第三者委員会のような形で調査をしていただき、解決に向けて動いていただくこととなります。なお、令和5年度、令和6年度は、この委員会は開催しておりません。最初に顔合わせをさせていただいた際に、本市における学校数、子供たちの様子を共有しましたが、それ以降幸いなことに開催することはありませんでした。今後、2年間でいじめの重大事態が発生した場合に速やかに対応ができるようにするためにこの委員会を設置しております。委員は、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で組織しております。9ページの新旧対照表を御覧ください。広島弁護士会の宮城氏、馬場病院の馬場医師、広島県臨床心理士会の浮田氏、広島文教大学の今崎教授、竹原市健康こども未来課の住田課長に委員を委嘱したいと考えております。新旧対照表を見てください。広島弁護士会の宮城氏は今回から新たに委員になっていただくこととなりますが、広島弁護士会より高盛氏の後任として推薦がありましたので、この8月より委嘱をお願いしたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員 竹原市内でもいじめの問題は少なからずあったと思いますが、重大事態が発生した場合に委員会を開催するということですが、その判断はどのようにされるのでしょうか。

○大橋参事 兼教育指導担当課長 いじめの重大事態の根拠はたくさんあるのですが、1点目として、基本的には、いじめが原因とみられる欠席が30日続いた場合を1つの線としております。要因というのは1つではないので、欠席日数だけで重大事態として取り扱うかどうかというところではありますが、総合的に判断して30日に満たない場合であっても急遽いじめ問題調査委員会を開いてしっかりと課題を明らかにしていこうというものに関しましては、速やかに開催するケースもありますが、原則としては、いじめが原因で長期の欠席が30日続いた場合を1つの線としております。2点目として、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、つまりあってはならないのですが自殺が起こった場合には速やかに調査委員会を開催するという流れになります。緊急性があるものといじめが起こった後のその後の状況を見ながら速やかに課題を解決する必要がある時には、委員会を開催することとしており、ある一定相当の期間というところで30日としておりますが、30日の部分はケースによって違ってきます。

○竹下委員 説明の中で、自殺の例がありましたが、骨折やかなりのけがを負った場合も委員会は開催されるのでしょうか。

○大橋参事 兼教育指導担当課長 その子の生命ももちろんですが、身体にけがを負った場合も速やかに開催されるケースが多いかと思えます。どういう状況かというところにもよります。

○高田教育長 死に直結する場合でなくても、骨折の場合も生命に被害が生じるわけですから、それは判断されるようになると思います。先ほど、参事が説明されたのは、いじめ防止法という法律の中で整理されている内容で、元々いじめについて滋賀県の大津市で中学生がマットに包まれて死に至ったとい

うことがありました。その辺りから、いじめ防止についての政策であるとか、法律が整ってきて今に至っており、そういった中で重大事態という表記やこういった場合は重大事態に該当するという表記も法律の中にあります。本市においては、学校の取り組みもありますし、どんな細やかなことでも教育委員会に報告するよというよなことも努めてきて、現時点では、そこまで至っていない状況です。細やかなことでも報告するよということをして、よく報告してくれたと、一緒に考えよとそういうスタイルをとらなければ、どうしても学校が報告することを躊躇するよになるよので、そういう危険もある中でいじめに対しての取り組みというのは、学校と家庭と教育委員会とが信頼関係を持ちながら、細やかなことも一緒に解決しようという姿勢が大事であるよということもこの法律の精神の部分にあるよと考えております。

○有田委員

重大事態が発生した場合に相談委員会が開催されるよまでの間は、学校の方で対処していただくよということになっているよですよね。いじめが原因とみられる欠席が30日続いている場合に調査を始めるよということですが、いじめられていても頑張っ学校に登校している子供もいるよと思うよのですが、その点は調査されているよのでしょうか。

○大橋参事

兼教育指導担当課長

いじめとして認知するよかどうかという点では、教員がどれがいじめで、どれがいじめではないよという線引きをするよことはかなり難しい状況ではありますが、文部科学省の方も本人が苦痛や嫌だよと感じる場合はいじめとして認知するよということなので、軽重問わず、本人が心身共に苦痛を感じた場合はいじめとして認知するよということになっていますよので、学校からは、かなりの件数の報告が挙がってきますよ。その1つ1つのケースにおいて現段階も学校と教育委員会が連携してありますが、いじめ問題が解決した後もその子の様子に変化がないよかであるよとか、学校には登校しているけれども心配なケースもありませんよので、特にいじめ認知として学校から報告が挙がってきた子供に関しては、その後のフォローを教育委員会も学校と

連携して行っているところです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第37号「竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○中原課長 議案第37号「竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について」でございます。議案書10ページを御覧ください。竹原市文化財保護条例第12条第1項の規定により、竹原市文化財保護委員会委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。12ページを御覧ください。本案は、竹原市文化財保護委員会委員の任期が、令和7年7月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員を委嘱しようとするものでございます。下段の根拠法令の記載にありますように、委員の定数は7人以内となっており、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。一覧表に掲載しておりますように引き続き、委員7名を再任したいと考えております。まず、古文書や公文書等、文献史学が専門の広島大学75年史編さん室准教授の石田雅春氏、文化財学や考古学が専門で、湯本豪一記念日本妖怪博物館三次もののけミュージアム館長の植田千佳穂氏、考古学が専門の県立広島大学名誉教授の鈴木康之氏、歴史学の近世史が専門の元放送大学非常勤講師の棚橋久美子氏、美術工芸の仏教美

術が専門の元徳島文理大学文学部教授の濱田宣氏、建築史が専門の奈良女子大学工学部特任教授の藤田盟児氏、樹木医の大信産業株式会社の村上幸弘氏、以上の7名の方に引き続き委員を委嘱したいと考えております。文化財保護委員会は、文化財の指定保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え意見を具申し、若しくは必要な調査研究を行うこととされており、市重要文化財への指定や未指定文化財の調査研究、市指定文化財の管理又は修理等や活用に関することについて、委員から意見を伺っており、ここ最近では、年に1回会議を開催しております。なお、任期につきましては、令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間となります。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員

樹木医の村上氏が委員に入られているのは、ぶどうの木の関係で委員に入られているのかと個人的には思うのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○中原課長

樹木医の村上氏につきましては、宿根の大桜や竹原町の長寿ブドウ等、市の天然記念物のほか、県や国の天然記念物についての巡検を依頼している状況となっております。

○高田教育長

宿根の大桜の幹が1本折れた際には、診察していただいて切り落とした方が良いといった助言をいただいております。割と身近で御活躍いただいております。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○有田委員

はい。

○永福委員

はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和7年第7回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和7年7月24日 午後2時05分閉会